

令和8年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

長野県小諸市

平素より市税につきまして格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。小諸市内に事業用償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくこととなっております。つきましては、この手引きを参考にしていただき、申告書類に必要事項をご記入のうえ、ご提出をお願いします。

◆提出期間◆

令和8年(2026年)1月5日(月)～

令和8年(2026年)2月2日(月)

期間の後半になりますと窓口が混雑することがございます。お早めのご提出をお願いいたします。

◆提出先◆

〒384-8501

長野県小諸市相生町三丁目3番3号

小諸市役所 市民生活部 税務課 資産税係

電話 0267-22-1700 内線2156

※郵送の場合は、手引きの1の(3)の〈注意〉をご確認ください。

I 申告方法

(1) 申告が必要な方

個人や法人で事業を行っている方で、令和8年1月1日現在、事業用の償却資産を所有している方が対象です。

(2) 申告の方法

I 今までに申告をしている方

送付した「償却資産申告書」及び「種類別明細書（一覧表）」に前年度までの申告内容を印字しています。令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加・減少・修正などの異動のあった資産について「種類別明細書（一覧表）」に記入してください。記入方法は、記入例を参考にしてください。

また、別の方が事業を継承した場合は、以前の所有者が資産の減少の申告を、新たに所有した方が資産の増加の申告をしていただくようお願いします。

その他に、下の点線で囲まれているものに該当する場合は、申告書右下の18.備考欄へ記入をお願いします。

- ・資産の増加・減少など、異動のなかった場合は、「資産の異動なし」と記入。
- ・除却等により、資産が全くない場合は、「資産なし」と記入。
- ・事業を廃止した場合は、「事業廃止」と記入。
- ・所有者が亡くなった場合は、「新所有者の名前・住所・連絡先を記入。

II 今年度初めて申告される方

令和8年1月1日現在所有する全資産について申告してください。

※個人番号（マイナンバー）・法人番号を記入してください。（記入がなくても提出できます。）

(3) 提出書類

・資産の状況により必要な提出書類が異なります。次の表を参考にしてください。

対象者	資産の状況	提出する書類
I 今までに 申告をしている方	異動(増減、修正) <u>なし</u>	① 償却資産申告書 (18.備考欄に「異動なし」と記入してください)
	異動(増減、修正) <u>あり</u>	①償却資産申告書 ②種類別明細書(一覧表) (異動のあった資産について記入してください) ③種類別明細書(増加資産・全資産用) ※③は②に記入しきれない資産がある場合のみ提出してください。
	事業廃止、移転等 所有資産なし	① 償却資産申告書 (18. 備考欄に「事業廃止」、「所有権移転」、「資産なし」等を記入してください)
II 初めて 申告をする方	所有資産 <u>あり</u>	① 償却資産申告書 ③ 種類別明細書(増加資産・全資産用) (所有している全資産について記入してください)
	所有資産なし	① 償却資産申告書 (18. 備考欄に「資産なし」と記入してください)

<注意>

申告書を郵送で提出する場合の提出期限は、令和8年2月2日消印有効です。なお、

控用の申告書に受付印を希望する場合は、110 円分切手を貼った定形郵便用の返信用封筒に宛名を明記のうえ、申告用及び控用の申告書とともに郵送してください。

(4) eLTAX による電子申告について

小諸市では、地方税ポータルシステム eLTAX（エルタックス）を導入しております。eLTAX は地方税における申告等の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。詳しいご利用方法などは、下の URL をご覧ください。

eLTAX 地方税ポータルシステム <https://www.eltax.lta.go.jp/>

※eLTAX を利用することで紙の申告書等の送付が不要な場合は、備考欄に「紙の申告書不要」と記載してご提出ください。翌年からの送付を停止します。

(5) 電算処理方式による申告

主に評価額等の計算が可能な電算システムをお持ちの方が対象となる電算処理方式で申告する場合、所有資産の評価額等について算出し、申告書に評価額・決定価格・課税標準額まで入力していただく必要があります。

種類別明細書に記載の資産の登録はしませんが、小諸市内に所有する全ての資産を記載した種類別明細書を添付し、申告してください。（小諸市から種類別明細書の送付はしていません。）

(6) 国税（所得税・法人税）との違い

固定資産税と国税の違いを下の表にまとめましたので、参考にしてください。

項目	固定資産税	国税（所得税・法人税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得	半年償却	月割償却

圧縮記帳の制度	制度なし	制度あり
特別償却、割増償却の制度	制度なし	制度あり
短縮耐用年数、増加償却	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

(7) 罰則について

正当な理由がなく申告をしない場合または虚偽の申告をした場合、地方税法及び市税条例の規定により罰則を受けることがありますのでご注意ください。(地方税法第385条・第386条)(市税条例第75条)

2 申告書及び種類別明細書の書き方

※記入例を参考にしてください。

① 償却資産申告書

※資産の異動(増加・減少等)や資産がなくても提出してください。

- ・申告書は「提出用」と「控用」があります。ボールペンで記入し、「提出用」を提出してください。「控用」に受付印が必要な方は、2枚とも提出してください。
- ・住所、氏名(事業所名及び代表者名)が印字されている場合は、内容を確認してください。修正等がありましたら、横線を引いて正しい内容に修正してください。所有者が亡くなるなどした場合も資産を引き継いだ方に修正してください。
- ・初めて申告する方で住所、氏名等印字されていない場合は、記入例を参考に記入

をお願いします。

- ・今までに申告していた場合は、前年前に取得した額に申告済みの合計額が記載してありますので、確認してください。
- ・所有者コードは市で付番しますので記入不要です。
- ・その他の各項目についても記入例を参考に正確に記入してください。

②種類別明細書（一覧表）

※資産の増減等変更がある場合は必ず記入して、提出してください。

- ・前年中に減少（売却・下取り・廃棄処分したもの）した資産のある場合は、種類別明細書（一覧表）の異動区分 1減少の欄を赤のボールペンで○をしてください。
- ・前年以前に取得した資産に誤りがある場合は、異動区分 2修正の欄に赤のボールペンで○をし、資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数等の誤りがあった箇所に横線を引いて、正しい内容を上に記入してください。
- ・前年中に増加した資産については、空いている行の異動区分 3増加の欄に赤のボールペンで○をし、資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由を記入してください。増加した資産の数が多く、空いている行に書ききれない場合には、③種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入してください。

③種類別明細書（増加資産・全資産用）

※初めての方など、一部の方にのみ同封しています。必要な方には送付いたします
ので、お手数ですが市役所税務課資産税係までご連絡ください。または、小諸市の公式ホームページより書式をダウンロードすることも可能です。

- ・今回初めて申告される方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）に全資産を記入してください。

- ・前年中に増加(新規取得)した資産がある方は、取得した資産を記入してください。
- ・**2枚複写**となっていますので、2枚重ねたままボールペンで記入し、「提出用」を提出してください。

3 償却資産の範囲

(1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権、その他の無形減価償却資産を除く)で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

(2) 事業の用に供するとは

ここでいう「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利または収益を得ることを必要としません。したがって、公益法人(財団法人、社団法人等)の行う活動は事業に該当します。また、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

申告が必要な資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産ですが、次に掲げるものも申告の対象となりますのでご注意ください。

- ・遊休資産や未稼働の状態にある資産であっても、1月1日現在において事業の用に供することができる状況にあるもの

- ・建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部または全部を1月1日現在事業の用に供しているもの
- ・簿外資産及び償却済資産であっても、1月1日現在事業の用に供しているもの
- ・耐用年数を経過した資産で、帳簿上残存価格のみ計上されている資産
- ・償却資産の価値を増加させるための費用（改良費）は、本体と区分して申告してください。

申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- ・自動車税または軽自動車税の課税対象となるもの
- ・無形減価償却資産
- ・平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した償却資産で、耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ・取得価格20万円未満の減価償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度」（注1）の適用を受け、国税上損金経理され損金の額に算入された資産でも、固定資産税上は課税客体となります。取得価格が10万円未満であっても、特例措置を適用している場合、固定資産税の課税客体となります。

（注1）資本金1億円以下の中小企業者が30万円未満の少額減価償却資産を取得し事業に使用した場合、法人税または所得税法上において全額損金算入できるものです。

4 償却資産の種類と具体例

申告の対象となる資産を種類別に例示すると次の表に掲げるとおりです。

種類		主な償却資産の例示
1	構築物	駐車場などの舗装路面、外構工事、広告塔、庭園、植栽、門扉、看板（広告塔等）、フェンス、簡易間仕切り、外灯、自転車置き場、簡易プレハブ（基礎がなく地面に定着していないもの）など
2	機械及び装置	工作機械（コンプレッサー、プレス機など）、土木機械、電気機械、建設機械、印刷設備（印刷機、裁断機など）、冷凍・冷蔵業用設備、食品製造加工機械（食肉加工機、製麺機など）、太陽光発電設備など
3	船舶	ボート、一般船舶、ヨットなど
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	フォークリフト、タイヤローラー等の大型特殊自動車など <u>（自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く）</u>
6	工具・器具及び備品	机、椅子、陳列ケース、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、コピー機、プリンター、電話機、厨房機器、医療機器、理容・美容機器、音響機器、計量器、農機具、キャビネット、応接セットなど

(参考)業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産
共 通	駐車場設備、受変電設備、コピー機、パソコン、エアコン、テレビ、応接セット、金庫、キャビネット、レジスター、看板、自動販売機、緑化設備、外構(門扉・フェンスなど)、舗装路面、自家発電などの電気設備など
事 務 所	ロッカー、タイムレコーダーなど
小 売 業	陳列棚、ケース、冷蔵庫、冷凍庫、間仕切など
喫 茶・飲 食 店	テーブル、椅子、カウンター、室内装飾品、厨房設備、放送設備、カラオケ機器など
工 場・作 業 所	プレス機、金型、洗浄給排水設備、溶接機、梱包機など
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ブルドーザー、フォークリフト、コンクリートカッターなど
理 容・美 容 業	椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌機、ドライヤーなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシンなど
病 院・診 療 所	ベッド、手術台、医療用機器、給食用厨房など
駐 車 場 業	舗装路面、駐車設備など
パ チ ソ ノ 店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、台取付工事など
ホ テ ル、旅 館 業	客室設備(ベッド、テレビなど)、厨房設備、洗濯設備、家具調度品、温水器、ボイラーなど
農 家	温室、ビニールハウス、ロータリー等付属アタッチメントなど

5 課税・納税について

(1) 納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。償却資産において所有者とは、償却資産台帳に所有者として登録されている者をいいます。

(2) 課税標準額

課税標準額は、毎年1月1日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

(3) 課税標準の特例

地方税法349条の3または地方税法附則第15条の規定による課税標準の特例に該当する資産を申告する場合は、**種類別明細書の摘要欄に「特例」と記入し、特例該当資産であることを証する資料を添付してください。**

(4) 税率

税率は、100分の1.4です。

税額=課税標準額×1.4／100 となります。

(5) 免税点

償却資産の課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は課税されません。しかし、免税点未満となるか否かの判定は、小諸市で行うことになりますので、資産の多少にかかわらず申告は必要です。よって、例年免税点未満となっている方にも申告書を送付しています。

(6) 納税通知書

固定資産税の納税通知書は、所有している土地や家屋と併せて4月中旬に送付い

いたします。ただし、土地・家屋・償却資産のすべてにおいて、課税標準額が免税点未満となり課税がされない場合については、送付を省略していますのでご了承ください。

<提出先・お問い合わせ先>

〒384-8501

長野県小諸市相生町三丁目3番3号

小諸市役所 市民生活部 税務課 資産税係

電話 0267-22-1700 内線2156

FAX 0267-26-6544

メールアドレス shisanzei@city.komoro.nagano.jp